

委員会提案



Walkable City
Minakama

条例案の概要

令和5年9月21日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第62号	美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	1

〔議第62号〕

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

【議案書（委員会提案）：1頁】

◎ 改正の概要

市議会委員会条例を一部改正し、予算決算常任委員会を設置する。

新しく設置する予算決算常任委員会は、所管事項を予算に関する事項、決算に関する事項とすることで、予算議案の分割付託を解消する。

また、予算審査から決算審査までを、総合的・一体的に審査することで議会の監視機能及び政策提言機能を強化する。

◎ 改正の主な内容

- 第2条第1項 議員の常任委員への所属に関する規定を修正します。
- 第2条第2項第3号に予算決算常任委員会の設置、16名の委員定数、所管事務として予算、決算に関する事項の規定を追加します。
- 第8条第2項に予算決算常任委員会の委員長の規定を追加します。
- 第20条 「、公平委員会の委員長」の字句を削除します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和5年10月1日から施行するものです。